

2020パークレンジャー養成基礎研 第3回講座

野外活動の安全管理

2020/8/2

NPO法人日本パークレンジャー協会



1. 自然の危険

自然現象:

地震、雷、火山爆発、火事、台風、洪水、大雪、
雪崩、土砂崩れ、落石....

危険な生き物:

危険動物:クマ、イノシシ、ヘビ、ハチ.....

毒を持つ動・植物: 毒蛇、蜂、ムカデ、毒蛾、毒魚、ダニ...
シキミ、アセビ、ドクゼリ、トリカブト....
毒キノコ

危険な植物: ウルシ、ハゼ、ヌルデ、イラクサ.....

自然の世界は危険に満ちている

2. 人が行動することによる危険

山: 転倒、滑落、転落、接触、路迷い.....

川: 溺れる、流される、増水による孤立...

海: 溺れる、流される、高波にさらわれる...

食: 毒キノコ、毒草、食あたり...

道具: 刃物による傷....

野外料理: 火傷、切り傷、食あたり.....

遊具: 接触、放り出される、挟まれる...

山作業: 転倒、刃物傷、切株で傷、落枝、チェーンソー...

その他: 遊び道具が相手に当たる、目に異物、ソゲ刺さり...

ものごとは必ず秩序がない方向に動く

3. 野外 活動主催者の責任

事前に危険の予知と対応を考える責任がある

例1: 「子ども会のハイキングで川遊びで子供が水死した」

下見して本番で遊ぶ範囲(深さ10-20cm)を決めて遊ばせたが、範囲外に出て遊んだ子が溺れて死亡した

損害賠償責任 (引率の役員に対し526万円)

事前に危険予知し対策する責任、監督する責任

例2: 「至近距離で竹トンボを飛ばし友だちの子が負傷した」

少年団の子Aが竹とんぼを至近距離で飛ばして隣の子Bに当たり目を負傷させた。団長は事前に人の近くで飛ばしてはいけないと注意していた

損害賠償責任 (子Aの両親と少年団団長)

責任者の危険の予知と対策、監督の責任

ボランティアであっても責任が問われる

4. 主催者の安全管理

ボランティアは、危険の予知と対策をして
万々に備えその対応に習熟しておく必要がある

- ①危険の予知と対策(安全管理マニュアル)
下見で危険の確認とその対策法を考える
- ②参加者に予測される危険と注意を告知する(自己責任)
- ③救急用具：救急用品を揃え携行(包帯、絆創膏....)
- ④救急法の習得：心肺蘇生法、AEDの使い方、応急処置
- ⑤保険を掛ける
- ⑥緊急時の連絡先
- ⑦ 報告書(ヒヤリ、ハット)

5. 安全管理の五箇条

- ① 事故は起こるものと考えておく
- ② 参加者に自己責任の意識を持たせる
- ③ 主催者には安全管理の義務と責任がある
(危険の予知とその対策)
- ④ 安全管理研修と救急法習得は必修事項
- ⑤ 保険に加入する